

平成29年 9 月 1 日

総 務 大 臣  
野 田 聖 子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成29年 6 月23日付け諮問第3092号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、新設する第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第四条第二項の規定を次のとおりとした上で改正することが適当と認められる。

○第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案

第四条 [略]

[一～四 略]

- 2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

- 一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

- 二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証  
その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

- 三 S I Mカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定する S I Mカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現に S I Mカードの提供を行っている場合に限る。）

- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

(別添)

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見提出者一覧

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	株式会社ケイ・オプティコム
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	株式会社NTTドコモ
4	ソフトバンク株式会社
5	KDDI株式会社
6	個人
7	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対して寄せられた意見及び考え方

1. 改正案全体関係

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-1 本省令等改正案は、電気通信市場検証会議の調査の中で MVNO から挙げられた諸課題に対し、迅速に対応するものであり、高く評価。省令等の改正内容は、移動電気通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正案に賛同。総務省には、引き続き公正競争環境の促進等のための取組を要望。</p>	<p>再意見1-1</p>	<p>考え方1-1</p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 全体 <b>【意見内容】</b> 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等を確認し、MVNO からあげられた諸課題に対して、このたび迅速に制度的措置を講じていただいたことについては、MVNO の発展に寄与する取り組みであり、高く評価しています。 また、意見募集の対象となっている省令等については、移動系通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正内容について賛同いたします。 なお、MVNO の契約者数は2017年3月時点で1,586万と増加傾向となっていますが、移動系通信の契約数に占めるSIMカード型の契約数比率は5.9%と未だ低水準にあります。MVNO による多様かつ高度なサービスを通じて、利用者の多様なニーズをより広く満たしていくためにも、総務省殿においては引き続き公正競争促進と利用者の利便性向上に向けて、迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望します。 <b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b>  <b>【意見内容】</b> このたび、電気通信市場検証会議での調査結果を踏ま</p>	<p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>MVNO の新規参入の促進と更なる普及発展のため、移動系通信市場における公正競争環境の向上に本改正内容は資するものと考えます。</p> <p>なお、MNO グループ企業にて展開しているいわゆるサブブランドサービスの市場シェアがMNO シェアと一体になっている等、サブブランドの認知度の高さは対象的にその事業規模が不透明な状況であると思われます。総務省殿においては公正競争を阻害しないよう、引き続き迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望いたします。 <b>【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本案は、移動通信市場における競争条件確保に係る課題に迅速に対応したものと評価できる。総務省において、引き続き、MVNO を含めた移動通信市場の公正な競争確保のための取組を進めていくことが適当である。</li> </ul>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>え、MVNOにかかる諸課題に対応すべく、迅速に制度的措置を講じていただいたことについて、感謝申し上げます。</p> <p>また、意見募集対象となっております省令等の改正内容につきましては、いずれもMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に資するものであり、ひいてはモバイル市場全体の公正競争環境の向上に寄与するものと考えますので、賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>省令・告示案については、業界がより公正となる事が期待出来る望ましいものであると思われた。</p> <p>【個人】</p>			
<p>意見1-2 本省令等改正案は、移動通信市場における公正競争環境の向上に資するものであり、賛同。ただし、制度整備にあたっては、関係事業者を含めたオープンな議論の上で行うべき。</p>		<p>考え方1-2</p>	
<p>【意見対象箇所】 全体</p> <p>【意見内容】 我が国のモバイル市場は、モバイルの活用により企業活動の効率化や事業拡大が実現され、M2M やクラウド、ビッグデータ、IoT 等の新技術の発展により、多種多様な産業やサービスが生み出されております。</p> <p>当社も、MVNO を含めた広範囲の異業種のプレーヤーとの連携を通じ、絶え間ないイノベーションを推進することで、我が国の世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発展させ、国際競争力・産業競争力の向上に貢献する所存です。</p> <p>この点、平成 26 年 12 月の「2020 年代に向けた情報政策通信の在り方 答申」（以下、「2020 答申」という）等を踏まえ、電気通信事業の公正な競争の促進と、様々な</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件のような制度変更に当たっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいりたい。</li> <li>• 今般整備する省令等については、公正な競争を通じ、多様な事業者の連携の加速、イノベーションの促進が行われるよう、運用されていく必要がある。</li> </ul>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、平成 27 年 5 月に電気通信事業法の改正が行われたと認識しております。</p> <p>当社はこれまでも法令・ガイドラインに則り適切な事業運営に取り組んでおるところ、今般の関係省令等はモバイル市場における公正競争環境の向上に資する点について賛同致しますが、今般整備される関係省令等の運用にあたっては、多様な事業者との連携の加速、イノベーションの促進という 2020 答申の趣旨を鑑み、萎縮効果が生じることのないよう、十分な配慮と柔軟な運用をお願い致します。</p> <p>また、MVNO 利用者の拡大に伴い、その利用者保護に係る社会的責任は益々増大する一方、MVNO に係る様々な問題が顕在化しております。</p> <p>今後、MVNO 市場の更なる拡大が見込まれる中、モバイル市場の健全な発達の観点及び利用者保護の観点から、MVNO においても、電気通信事業者として求められる責務が十分に履行されるよう、早急な制度整備が必要と考えます。</p> <p>なお、制度整備にあたっては、これまでの累次のルール整備と同様に、関係事業者の負担にも配意し、関係事業者を含めたオープンな議論を尽くした上で、行われることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>【意見内容】</p> <p>モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうし</p>			

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>た環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。</p> <p>上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「電気通信事業法施行規則」や「第二種指定電気通信設備接続料規則」、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」等に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。</p> <p style="text-align: center;">【KDD I 株式会社】</p>			

2. 電気通信事業法施行規則（第23条の9の5）第二種指定電気通信設備接続料規則（第4条第2項、第13条、第16条）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1 「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも係わらず、電気通信事業法第34条第3項第1号ロに基づき第二種指定電気通信設備接続料規則に規定する「データ伝送交換機能」の一部として取り扱い、第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるもの。</p>	<p>再意見2-1</p>	<p>考え方2-1</p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第4条第2項</p> <p><b>【意見内容】</b> 第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」という）は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事業法第34条第3項第1号ロの機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しております。</p> <p>「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも関わらず、改正概要に記載のとおり、「データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素」である点のみをもって、あたかもアンバンドル機能であるデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、当該料金を接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものと懸念しております。</p> <p>仮に、第二種指定電気通信設備以外の料金を接続料規則に定めるとのことであれば、今後、接続料の解釈が拡大されることのないよう、その対象は「回線管理機能」及び「SIMカード」のみが該当すること、及び「通信を</p>	<p>現状において、回線管理機能およびSIMカードは、いずれもデータ伝送交換機能のアンバンドルによりMVNO事業を行うにあたって必須となる機能であり、その料金の適正性・透明性・検証可能性を確保いただくことは非常に重要と考えます。</p> <p>その点、電気通信市場検証会議における算定方法が不明確等の対応方針を踏まえると、当該料金に関し算定方法を含めその適正性を総務省殿にて検証いただける仕組みを設ける制度設計がなされることが望ましいと考えます。</p> <p><b>【一般社団法人テレコムサービス協会】</b></p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p>なお、NTTドコモ殿が提案されている電気通信事業法施行規則やガイドライン等に規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。</p> <p><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）（以下「接続料規則」という。）は、第二種指定電気通信設備との接続に関し、これを設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下「接続料」）に関して、電気通信事業法第34条第3項第1号ロの機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的としている。</li> <li>本省令改正案は、「回線管理機能」及び「SIMカード」が接続料規則で定める機能である「データ伝送交換機能」の通信を成立させるために不可欠な構成要素であり、これについてMVNOに費用負担が求められていることから、「回線管理機能」、「SIMカード」に関しても、接続料規則に規定する「データ伝送交換機能」を</li> </ul>	<p>有</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>成立させるために不可欠な構成要素」以外の要件について、明確にお示しいただくことを要望します。</p> <p>なお、「回線管理機能」及び「SIMカード」に係る料金の算定方法の適正性・公平性の向上を図る目的を踏まえれば、電気通信事業法施行規則、またはMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等に規定する方法もあると考えます。</p> <p>加えて、「SIMカード」については、今後、ソフトSIM等の物理的な媒体を必要としない形態が想定される中、イノベーション促進の観点から踏まえれば、現在提供しているSIMカードのみが該当するものと認識しております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>SIMカードは電気通信事業法における電気通信設備及び電気通信回線設備ではなく、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」であることから、そもそも第二種指定電気通信設備には該当しないことは明らかです。</p> <p>接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「第二種指定電気通信事業者」という。）が取得すべき金額（いわゆる「接続料」）に関し算定方法等を定めるものであり、「通信を成立させるために不可欠」ことを理由に第二種指定電気通信設備ではないSIMカードの提供に係る料金を接続料規則に定めることは適当でないと考えます。</p> <p>仮に、「通信を成立させるために不可欠」ことを理由に第二種指定電気通信設備以外の料金が接続料規則に定められることとなるのであれば、今後、恣意的な解釈により、第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接</p>	<p>「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p>なお、ソフトバンク殿が提案されているガイドラインに規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>NTTドコモ、ソフトバンクの意見のとおり、接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信事業者が取得すべき金額に関して算定方法等を定めるものと理解しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」及び「SIMカード」の料金について接続料規則に定めるのであれば、今後、恣意的な解釈により第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その対象範囲や要件を明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>構成するものとして区分を設け、それに関するMVNOの負担額の算定方法を明示することとしようとするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見では、「第二種指定電気通信設備以外の料金」を接続料規則に定めるべきではないとするものがあるが、接続料は、電気通信事業法の規定上、第二種指定電気通信設備との接続に関し取得すべき金額とされており、第二種指定電気通信設備の費用に関するものに限定されていないこと、またSIMカード等についてMVNOがMNOに支払う金額の在り方が公正な競争条件の確保の上で重要であることに鑑み、本省令改正案のように、その接続料としての位置付けを明示したものである。</li> <li>SIMの機能は、現在、SIMカードの形態でMNOからMVNOに対して提供されているが、今後「SIMカード」を必要としない形で、同様の機能がMNOからMVNOに対して提供され、その費用負担が求められることも想定できる。その場合のこの金額に、接続料の他の部分から区分することまでは今般の省令改正では求めるものではないが、しかし、その料金は接続料として位置付けられるべきものであることには変わりはない。</li> </ul> <p>また、今後の技術的な方策の進展等の状況変化の可能性を考慮し、「SIMカード」に係る接続料につい</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>続料規則に定められることのないよう、その範囲を明確に限定していただくことを要望します。</p> <p>なお、SIMカードの提供に係る料金の算定方法を明確にすることが目的であれば、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係にするガイドライン」に規定する等で十分に満たされるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>【意見内容】</p> <p>今般の省令等の改正は、先般開催された電気通信市場検証会議におけるMVNO各社からの要望を踏まえて、MVNOの競争環境の整備を図るものであり、真摯に対応していく所存でおりますが、現行の電気通信事業法の適用にあたっての見解の相違があり、改正にあたっては慎重に議論をした上で行うべきと考えます。</p> <p>今般の省令等改正案は、主に以下の二つの点で問題があると考えております。</p> <p>① 電気通信事業法第34条に定める第二種指定電気通信設備以外の「回線管理機能」及び「SIMカード」について、あたかも第二種指定電気通信設備のごとく取扱い、取得すべき金額を接続約款に定めるよう省令等にて義務付けていること</p> <p>② 「回線管理機能」及び「SIMカード」について、アンバンドル機能には指定されていないにもかかわらず、実態を踏まえた議論がなされないまま、適切なプロセスを経ずにアンバンドル機能である「データ伝送交換機能」の一部として取り扱っていること</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則においては、「第二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額」</p>		<p>では、事業者が現に「SIMカード」の提供を行っている場合に限り、接続料の他の部分から区分されるべきものとし、総務省では、本省令改正案の規定を、その旨に即して、修正することとされた。</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>を定めるものであり、電気通信事業法第 34 条第 1 項から第 3 項を踏まえると、第二種指定電気通信設備に係る費用を「接続料」と定義しているものと解釈しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」と「SIM カード」に係る費用を明確な考え方や基準なく、接続料として第二種指定電気通信設備接続規則に規定することは適切ではないと考えます。</p> <p>また、「データ伝送交換機能」は、従来より第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条においてアンバンドル機能として接続料対象に規定されており、本改正案では「回線管理機能」と「SIM カード」が「データ伝送交換機能」の中に区分されることとなっていますが、区分にあたっての明確な判断基準やその妥当性が示されないまま、あたかもアンバンドル機能であるかのように取り扱われており、これまで適切なプロセスを経て整理されてきた接続料の解釈を安易に拡大するものと懸念しています。</p> <p>特に、「SIM カード」は、電気通信事業法における設備及び回線ではなく、MNO と MVNO の設備の接続に必要な情報が書かれた媒体であり、その情報は通信を成立するために必要なものですが、その媒体自体は MVNO が独自に調達可能であることや、将来「SIM カード」を必要としない技術的方策も予想されるなか、通信を成立させるために不可欠な設備として見なすことは適切ではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【KDD I 株式会社】</b></p> <p><b>【意見対象箇所】</b> 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第 16 条</p> <p><b>【意見内容】</b> 第二種指定電気通信設備接続料規則は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関</p>			

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>して、電気通信事業法第34条第3項第1号口の機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しておりますが、電気通信事業法第34条第1項を踏まえれば回線管理機能やSIMカードはそもそも第二種指定電気通信設備の対象外であるにもかかわらず、これらの設備の取得すべき金額について接続料規則に規定することは、「接続に関し」という文言を拡大解釈するものと懸念しています。</p> <p>仮に回線管理機能やSIMカードの算定方法を第二種指定電気通信設備接続料規則に規定するのであれば、その判断基準を明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>			
<p>意見2-2 本省令改正案により、接続約款記載事項に追加される「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」を明確な基準がないまま規定することは適当ではない。また、規定する場合は十分な議論が必要。</p>	再意見2-2	考え方2-2	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5</p> <p><b>【意見内容】</b> 総論（※意見2-1【KDDI株式会社】参照）で述べたとおり、SIMカードについてはその他に代替する方策があり、必ずしも通信を成立させるために不可欠な要素には該当しないと理解しています。加えて、役務利用管理システムもMVNOのサービスによっては必要としない様態も存在し、同様のものと考えます。今回の改正案では、同条第3項第1号ホの「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加されようとしていますが、明確な考え方や基準がないまま規定することは適当ではないと考えます。</p> <p>仮に当該システム等の機能や種類、その費用について</p>	<p>「役務利用管理システム」及び「SIMカード」はデータ伝送交換機能の利用において通常必要と考えられるものであり、提供条件の透明性等を確保するための措置として、接続約款記載事項とする本改正省令案は有効と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法施行規則への規定に関して、その適用範囲や判断基準の明確化について検討を行う際には、MVNOに係る課題の中で今後も制度的措置による対応が必要となることも想定され、引き続き迅速かつ弾力的に対応していくことが肝要であると考えますので、その点に十分配慮して検討していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省は、平成28年末から第二種指定電気通信設備に関する接続や卸電気通信役務の業務の状況について調査を実施し、本調査の中でMVNOから「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」に関する課題が示されたものである。</li> <li>「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」は、データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とするものであることは間違いなく、したがって、接続事業者が接続を円滑に行う上で必要な事項で</li> </ul>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>電気通信事業法施行規則に規定するのであれば、少なくとも規定する適用範囲や判断基準を明確にすべきであり、各種機能の技術的背景を踏まえた十分な議論が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>		<p>あることから、これらについて、接続事業者に一律に適用される接続約款に記載することが適当と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、本件のような制度変更にあたっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいりたい。</li> </ul>	
<p>意見2-3 第二種指定電気通信設備接続料規則（第4条第2項）電気通信事業法施行規則（第23条の9の5）の改正事項について、要件定義や適用範囲が不明確。将来的に、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することを懸念。</p>		<p>考え方2-3</p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b>  電気通信事業法施行規則の一部改正案  第23条の9の5  第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案  第4条第2項</p> <p><b>【意見内容】</b>  本改正省令案においては、下記の考えに沿って、規定がなされているものと認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項を満たす要件として、電気通信事業法施行規則(以下、「施行規則」という。)第23条の9の5では「接続事業者が通常必要とする」事項及び「重要性に鑑みた」事項を規定</li> <li>上記のうち、「通信を成立させるために不可欠な構成要素」については、第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」という。)上に新たに規定</li> </ul> <p>これら認識が正しい場合、第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項それぞれの要件定義や適用範囲等が不明確であり、例えば、「接続事業者が通常必要とする」事項として今回の改正で新たに施行規則</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、本件制度の運用や見直しに当たっては、円滑な接続を確保することを旨として、適正に、透明な手続によっていくことが重要と考えられる。</li> </ul>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>第23条の9の5に追加された役務利用管理システムの機能及び料金が将来的に接続料規則の対象となる等、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することが懸念されます。</p> <p>以上のことから、今後規定レベルが恣意的に判断されることのないよう、①「接続事業者が通常必要とする」事項、「重要性に鑑みた」事項及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」の定義、②適用範囲及び判断基準等のポリシーそれぞれについて、明確に考え方をお示しいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>			
意見2-4 本省令改正案に賛同。MVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考える。	再意見2-4	考え方2-4	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5</p> <p><b>【意見内容】</b> 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p><b>【意見対象箇所】</b> 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 電気通信事業法施行規則の一部改正案</p> <p><b>【意見内容】</b> いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の透明性・適正性等の確保、接続料および卸電気通信役務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するものであり、これによりMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考えますので、本案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>提供条件の透明性等を確保するという観点から、接続約款記載事項として「役務利用管理システム」及び「SIMカード」に関する事項を追加する改正案は有効であると考えます。</p> <p>また、料金の適正性・公平性を確保するという観点から、「回線管理機能」及び「SIMカード」を第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることとする改正案も有効であると考えます。</p> <p>以上のことから、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「改正案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今般の省令改正は、接続や卸役務の条件の適正性の検証可能性の向上に資するものと評価できる。</li> </ul>	無

### 3 電気通信事業法施行規則第 25 条の 7

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 3-1 本省令改正案に賛同。総務省においては、検証可能性確保のための改正事項については、確実に検証を行うとともに、可能な限り検証結果の公表を要望。	考え方 3-1	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第 25 条の 7</p> <p>【意見内容】 (再掲) 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。 検証可能性を確保することを目的に追加された内容については、総務省殿において確実に検証していただくと共に、可能な限りその検証結果については公表していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省においては、制度改正後の運用状況についても、電気通信市場検証会議の「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き確認を行い、確認の結果を必要に応じて公表していく必要がある。</li> </ul>	無